

## 設立趣旨書

### 1. 趣旨

いつの時代にも子たちは社会の宝です。大切に育まれることは次代を担う子たちの基本的人権であり、子たちを育むためにあらゆる努力を払うことは、親の義務であり権利です。同時に、日本国憲法と児童福祉法に代表されるように、子たちが健全に成長できるための施策を行うことは国にとっても責務です。

過去30年間少子化が進行し、2003年には合計特殊出生率が1.29にまで低下する中で、国は同年9月に「少子化対策基本法」を制定するとともに、2004年6月には「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、内閣を挙げた体制の下集中的なとりくみを進めることを決定しました。社会全体として、子育ての新たな支えあいと連帯を強め、仕事と家庭の両立を支援することが求められています。親にとっても、今日的な子育ての関わりが必要となっています。

私たちは、「すぎの子共同保育所」運営の経験をふまえて、新たな子育て支援組織を創ることが必要と考え、この法人を設立することを決意しました。

「すぎの子共同保育所」は、1986年4月に、認可すぎの子保育園の3階に誕生しました。この前年に当時3歳児クラスの親たちが「このすぎの子の保育が3歳で終わるのはなんとしても残念。」「就学前までのすぎの子の保育を子たちに保障したい。」と、保育園の定員を就学前児にまで拡大する道を探し始めました。

しかし、当時の徳島市の保育状況は、乳児保育の要求はあったものの、4・5歳児の公立・認可保育園は定数割れを起こしていました。このような中、親たちが市に対して交渉しても「4・5歳児保育は充分確保されている。」としてすぎの子保育園の4・5歳児保育の認可は実現しませんでした。

そこで、当時の親たちは「すぎの子の保育内容を守って共同保育所をつくり、運営しつつ認可に向けてのとりくみを進める」という道を選択し、すぎの子共同保育所を設立しました。

共同保育所発足当時は「やむなく無認可」を選択したのですが、この選択は別の可能性を発見しました。これまで、行政が措置として行う「認可または公立保育所」への入所は、「保育に欠ける子」でなければ対応してくれませんでした。単純に「すぎの子のような良い保育を受けたい」というような理由では入所できなかった保育所が、「無認可の共同保育所」であるがゆえに「保育要求」があれば、入所できるようになりました。

すぎの子共同保育所のめざす子ども像（☆丈夫なからだの子 ☆豊かな感情をもった子 ☆自分で考え行動する子 ☆友達を大切にする子）に育つような保育を求めるすべての親にとって、保育を受ける機会が生まれました。

さらに、共同保育所であったがゆえに、親も「子育て」を通して「親の集団として育ちあう」機会に恵まれました。

発足後2年を経て、田宮にあった遊休保育園を借りられることになり、移転しました。園舎や園庭面積が広がったことともあわせて、地域の子たちを受け入れやすくなりました。

しかし、田宮に移転して10年を超える中で既存施設の老朽化が進み、3年前より、関係者の間で、安全対策上施設の大規模改修問題に関する協議が進められてきました。この3年間の議論を踏まえて、2004年6月に、すぎの子共同保育所理事会は、「安全対策上2006年の3月末をもって、現在の場所での保育を終了すること」を決定しました。

この間並行して、保護者と職員を中心に、熱心な議論が進められてきました。そして2004年8月に「移転・新園舎建設」という方向で結論がまとまりました。

その結論をふまえ、「2006年3月で満20周年を迎える」ことを念頭に置くとともに、共同保育所設立の歴史的意義と今日の到達点をしっかり確認しながら、「受け継ぐこと、発展させるべきこと」を、8月以降何度も話し合いを重ねてきました。

話し合いの中では、「共保に子どもを通わせるようになって、先輩保護者から自然に子どもを見る視点を示唆してもらった。」などの、親たちやOBとの連携の重要性を述べた意見や、「本来社会的なものである子育てが、『親の責任』を強調する議論が横行している。特に、主

として家で子育てをしている女性に責任をおしつける議論は、親自身を行き詰まらせ『虐待』につながることもある。」などの子育ての社会性に目を向けた意見、「ここの保育所の子が生き生きしているのを見て、子どもを預けたが、自分の子も本当に生き生きしていると感じる。」「私はこの保育所で、子どもの権利と子どもの時間があるということを子どもの姿を通じて学んだ。このような経験を地域にもっと広げて行きたい。」など、子育てを通して親自身が成長している意見など、地域との関わりを重視する意見が多く出されました。

これらの話し合いの結果、現時点でもっともふさわしい組織・運動の形態として、特定非営利活動法人の設立をめざすことを選択し、2004年11月に「移転プロジェクト」を立ち上げました。

かつてすぎの子共同保育所は、単年度運営・単年度決算が原則でした。毎年赤字が出てしまえば、継続は保障されない組織の仕組みでした。

設立後10年たった1996年、10周年記念事業を行うとともに、組織的に「持続的に存続・発展するしくみ」を考えました。「すぎの子共同保育所理事会」を設立し、「中長期の経営」と「単年度の経営と運営」を分離し、保護者が保育所の中長期の経営問題に頭を痛めるのではなく、「保育を中心に単年度の経営と運営に携わる」ことで、子どもを中心に職員と保護者が手をつないで、「共育ち」ができるしくみを構築しました。

このしくみが威力を発揮し、その後10年にわたって、すぎの子共同保育所の存在を保障してきました。しかしこの10年間の中で、新たな問題も生まれてきました。

近年の少子化に加えて、田宮という保育園過密地帯の中で、この数年定数割れを生む状態が続いていました。その結果、在園保護者の「単年度経営と運営に責任を持つ」という部分での問題が、これまで以上に深刻になり、このしくみ（組織・システム）の一層の発展が求められるようになりました。

今回の特定非営利活動法人の設立は、国府への移転を期に、組織のシステムを今日的に再構築することをめざします。在園保護者が経営問題で頭を痛めるのではなく「職員と『共同して子どもたちの保育に関わる』『共同で良い保育をつくりあげる』ことに専念できるシステム」を構築します。

また、この約20年の間に、子どもを取り巻く環境は一層厳しくなってきました。卒園した保護者からは「すぎの子共同小学校やすぎの子共同中学校がほしい。」との意見が出されます。学校を直接に建設・運営することは無理としても、「共育ちの保護者集団」が協力して小・中学時代の子育てを励ましあうことは十分可能ですし、OB集団には多くの専門家がいます。

さらに、この間共同保育所がつぶれずに運営できてきたのは、地域の人々や先輩方に支えられてのことです。いまこそ、「すぎの子共同保育所が地域の保育センターとしても発展する」ことが求められているといえます。この点でも、この特定非営利活動法人の設立は大きな意義を持っています。

定款では、設立理念を「目的」として次のように定めました。

第3条 この法人は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、県内に在住する子どもたちが健やかに成長できることをめざして、保育に関する事業や、男女共同参画社会の実現をめざす活動及び障害児（者）の保育や発達に関する相談活動にとりくむことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

そして、この目的を達成するために行う具体的な特定非営利活動に係る事業とその他の事業を次のように定めました。

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①保育事業

②子どもの育児相談（発達に関する相談を含む）事業

- ③保護者に対する子どもの健全育成のための啓蒙事業
- ④障害児（者）の保育や発達に関する相談事業
- (2) その他の事業
  - ①物品の再利用のためのバザー等の事業
  - ②子どもの衣服等の製作・販売事業

これらの活動を実際にする会員としては、次のように定めました。

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、第5条のいずれかの事業に参画する意思を有して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

つまり、この法人が行う保育事業に自分の子を預けようとする人をはじめ、若い保護者のために育児相談にのってあげようという意思のある人、障害児の発達相談に協力しようという専門家に至るまで、第5条に関わる事業に参画する意思を持つ人は誰でも正会員になる資格があるということです。さらに、意義は理解できるし、応援もしたいが自分は忙しいという人は、賛助会員として資金面での応援をすることも可能な組織の仕組みとしました。賛助会員には、個人だけでなく、団体としても参画することができます。

このように、今回の特定非営利活動法人の設立は、少子化社会に対する国の施策とも一致するとともに、子育てに悩む多くの親たちへの支援となるとともに、心ある専門家・有志に活動の場を提供するものとなります。

## 2. 申請に至るまでの経過

趣旨でふれましたが、法人の設立を検討したのは2001年に遡ります。当時、田宮に移転して10年を超える中で既存施設の老朽化が進み、安全対策上施設の大規模改修問題をめぐって協議が進められてきました。

3年間の議論を踏まえて、2004年6月に、すぎの子共同保育所理事会は、「安全対策上2006年の3月末をもって、現在の場所での保育を終了すること」を決定しました。

この間並行して保護者と職員を中心に、熱心な議論が進められてきたなかで、2004年8月に「移転・新園舎建設」という方向で結論がまとまりました。

その結論をふまえ、2004年11月に「移転プロジェクト」を立ち上げ、共同保育所設立の歴史的意義と今日の到達点をしっかり確認するなかで、特定非営利活動法人設立に全体の方針がまとまりました。

2005年2月23日に法人設立準備会を結成し、実務準備も進め、今回2005年4月3日の設立総会を迎えることとなりました。

以上

2005年4月3日

特定非営利活動法人共同子育て広場おひさま